

令和5年度第2回医師国保通常組合会

と き 令和6年2月22日(木) 15:00～15:35

ところ 山口県医師会6階会議室

I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員24名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

II 理事長挨拶

加藤理事長 本日は、ご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。

さて、本日は、令和5年度第2回の通常組合会となり、令和6年度事業計画・予算等について、ご審議をお願いすることとしております。

最近の国保組合の問題としまして、被保険者の減少・国庫補助金の削減・高額療養費、そして新しい事案として、勤労者皆保険があります。

雇用形態や勤務時間にかかわらず、働く人全員が健康保険と厚生年金に加入する制度ですが、これにより、国保組合から協会けんぽへ加入者が異動するケースが生じるという問題が発生します。

このような中、これからの国保組合のあり方を検討すべく、鳥取県医師国保組合の清水理事長を中心に合併シミュレーションを行っております。全国の医師国保が合併した場合は強固な組織となりますが、従業員組合が加入せず、医師とその家

族のみで構成する医師国保組合という形態もありますので、今後のあり方を考えていきたいと思えます。

本組合において、現段階ではすぐに保険料を上げなければならないという状況ではありませんが、将来を見据え、慎重に検討しなければなりません。

本日は、ご審議よろしくお願いいたします。

議事録署名議員指名

議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

綾目 秀夫 議員

III 議案審議

承認第1号「理事の専決処分」事項について

上野常務理事 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行にともない、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、令和6年1月より、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について、産前産後の期間相当分の保険料を国保組合が軽減した場合に、特別調整補助金による財政支援が行われることとなった。

出席者

組合会議員

大島郡	野村 壽和	萩 市	綿貫 篤志
玖珂	山下 秀治	徳山	津永 長門
熊毛郡	沖野 良介	徳山	高木 昭
美祢郡	竹尾 善文	防府	松村 康博
下関市	飴山 晶	下松	山下 弘巳
下関市	綾目 秀夫	岩国市	小林 元壯
宇部市	西村 滋生	岩国市	西岡 義幸
宇部市	土屋 智	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇部市	高田弘一郎	光 市	廣田 修
宇部市	矢野 忠生	柳井	弘田 直樹
山口市	成重 隆博	長門市	清水 達朗
山口市	佐々木映子	美祢市	札幌 博義

役員

理事長	加藤 智栄	理事	木村 正統
副理事長	沖中 芳彦	理事	藤井 郁英
常務理事	長谷川奈津江	監事	藤野 俊夫
常務理事	上野 雄史	監事	宮本 正樹
<small>法務部(コンプライアンス)担当 理事</small>	伊藤 真一	監事	友近 康明
理事	前川 恭子		
理事	河村 一郎		
理事	茶川 治樹		
理事	縄田 修吾		
理事	白澤 文吾		
理事	藤原 崇		
理事	竹中 博昭		

軽減措置の方法であるが、まず、本組合の保険料は、毎月、甲種組合員の銀行口座から、所属する全被保険者分を一括徴収している。

該当世帯において、保険料を減額調整する場合、新たな事務処理が生じることなどから、徴収する保険料は従来どおりの額とし、対象組合員からの申請により、保険料の一部として該当世帯につき、「出産日が属する月の前月から、出産日が属する月の翌々月の計4か月を還付」する方法とした。

なお、多胎の場合は、出産月の3か月前から計6か月となり、予算にて約20名、140万円を計上している。

特別調整補助金は該当世帯の保険料に充てることから、保険料に関する事項として、組合会の議決事項となる規約の改正が必要となるが、施行が令和6年1月1日となることから、国民健康保険法第25条（理事の専決処分）の第2項に該当するとして、昨年12月7日開催の第14回理事会において、「理事の専決処分」として新旧対照表のとおり、「規約第21条の2」の次に「第21条の3（産前産後期間相当分の保険料軽減）」を新設することを議決し、施行日を令和6年1月1日とした。

以上の規約改正について、知事より認可を受け、令和5年12月18日に郡市医師会長宛の通知にて被保険者への周知を依頼したところである。

また、国民健康保険法第25条第3項に「その後最初に招集される組合会に報告しなければならない」と定められているため、本日お諮りする。

承認第2号 令和6年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

平成22年より、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、平成23年2月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決していただいた。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しており、本年1月18日開催の第16回理事会で令和6年度の実践計画を策定したので、ご報告する。

1 法令遵守マニュアルの策定では、組織体制

新旧対照表
現行 改正
第5章 保険料 (保険料の賦課額)
第21条の組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、別に定める納付方法により、毎月組合に納付しなければならない。
一 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額
ア 甲種組合員 31,000円
イ 乙種組合員 12,000円
ウ 組合員の家族1人につき 10,000円
二 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額
ア 甲種組合員 6,000円
イ 乙種組合員 5,000円
ウ 組合員の家族1人につき 5,000円
三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額
ア 甲種組合員 8,500円
イ 乙種組合員 5,500円
ウ 組合員の家族1人につき 5,500円
四 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算定した後期高齢者賦課額
ア 甲種組合員 1,000円
イ 乙種組合員 1,000円
(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)
第21条の2 毎11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該世帯の保険料から未就学児である被保険者1人につき12,000円を減ずるものとする。
2 前項の保険料軽減は、未就学児数に応じて算定される保険料の負担軽減額を組合員に返還することにより行うものとする。
(産前産後期間相当分の保険料軽減)
第21条の3 被保険者である組合員又は組合員の家族が出産した場合、出産日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、二月前）から出産日の属する月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。
2 前項の保険料軽減は、当該期間に応じて算定される月額保険料の免除額を甲種組合員に返還することにより行うものとする。

令和6年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画
令和6年1月18日 理事会議決
山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和6年度の実践計画を次のとおり策定する。
1 法令遵守マニュアルの策定
役員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。
① 法令遵守マニュアルは、全ての役員が容易に閲覧できるようにする。
② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役員に配布する。
2 法令遵守に関する指導・研修
不祥事故を未然に防止するため、役員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。
② 役員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
3 法令遵守のための管理
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように入事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
4 法令遵守関連情報の組織的な把握等
役員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。
① 役員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
5 不祥事故への対応体制
役員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。
② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
6 雑則
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

を規定している。

- 2 法令遵守に関する指導・研修では、理事会の際にマニュアル等の確認等による研修を行っている。
- 3 法令遵守のための管理については、担当職員の業務のあり方について記載している。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等、及び、5 不祥事故への対応体制では、役職員の役割等と報告・調査体制を定めている。

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法・番号法などの関係法令に沿って、厳正に業務運営を行っていく。

ご承認いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号 令和6年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

1. 「保険給付」は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほかに、療養費・高額療養費等の各種給付事業を実施する。

次に、2. 「保健事業」では、医療費通知や後発医薬品差額通知の事業を含めた全事業、すべて継続している。

5. 「産前産後支援補助期間相当分の保険料の軽減措置」は、先ほど承認第1号でお諮りした国の補助事業となる。

6. 「組合員資格確認調査」については、厚労省から、組合員資格の適正な取扱いを行うため、2、3年に1回以上、定期的な組合員資格の確認を行うよう通知があり、平成24年度以降、3年ごとに実施しているが、令和6年度が調査の年度となっている。

7. 「被保険者証廃止にともなう対応」は、12月2日以降、被保険者証が廃止となるため、12月2日以降は新規の被保険者証は発行できない。また、現在お持ちの「被保険者証」の有効期限は令和7年3月31日までとしているため、同日までは使用可能であるが、それ以降の対応として、「資格確認書」を発行する時期等について、今後検討が必要となっている。

議案第2号 令和6年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

令和5年度決算見込みの結果、差引残高2億8,089万6千円を、令和6年度予算に繰越金として計上できることから、保険料は据え置きとして予算編成を行っている。

なお、歳出の第Ⅲ款「保険給付費」が予算額を約4千万円上回り、単年度収支では、令和4年度の黒字から赤字に転じる見込みである。

<歳入>

まず、被保険者数の年次別推移として、75歳到達者の広域連合への移行、また自家診療を認めていないことによる協会けんぽへの異動等により、全国の医師国保組合同様、本組合においても被保険者の減少が続いている。

第Ⅰ款「国民健康保険料」は、先ほどの減少による、新年度の被保険者見込み数を基に9億6,403万6千円を計上し、前年度予算に対し3,387万6千円の減となっている。

第Ⅱ款「国庫支出金」は1億3,921万5千円で、厚労省が示した算出式を基に額を計上しており、第2項の補助金については、所得水準の高い国保組合への定率補助を廃止しようとする財政制度等審議会等の動きもあるため、全国の医師国保組合は非常に厳しい状況となっている。

今回新たに設けた、第Ⅲ款「前期高齢者交付金」は、65歳から74歳の前期高齢者偏在による各保険者の財政負担の不均衡を是正するために平成20年度に創設された制度で、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は納付金を納め、平均を上回る保険者には交付金が交付される制度である。

本組合では、今回初めて交付対象となり、厚労省の算定手順により229万5千円の交付となるが、本組合被保険者の高齢化が進んでいることを示すものでもある。

第Ⅳ款「出産育児交付金」は、後期高齢者医療制度の改正において、出産育児一時金の財源の一部を本制度で支援することとなったために設けたもので、27万6千円が見込まれている。

第Ⅴ款「共同事業交付金」は、全国国保組合協会が行う高額医療費共同事業に対する交付金とし

令和6年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
2 薬剤又は治療材料の支給
3 処置、手術その他の治療
4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。
なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第36条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

00 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第37条の2第1項の高額療養費が支給される場合）にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

01 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第30条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万2千円を加算する。

02 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(3) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第4期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) 後発医薬品差額通知の実施について

該当被保険者に「後発医薬品差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

- (1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。
(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 未就学児世帯支援補助事業について

令和4年度から導入された国の補助事業により、未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、令和6年11月30日時点で未就学児がいる組合員に対し、当該未就学児の人数に応じた額を保険料として還付する。（1人当たり12,000円）

5. 産前産後支援補助期間相当分の保険料の軽減措置について

令和5年度から導入された国の補助事業により、産前産後に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、4ヶ月分（多胎の場合、6ヶ月分）の保険料を還付する。（令和6年1月施行のため、これ以降に軽減対象月がある場合、対象月分の軽減となる）

6. 組合員資格確認調査について

全組合員を対象に、3年に1度の資格確認調査を実施する。

7. 被保険者証廃止に伴う対応について

令和6年12月2日、健康保険証が廃止となるため、その対応として資格確認書の発行等を行う。

8. 月別事業計画

Table with 2 columns: 月 (Month) and 諸会議及び研修会 (Meetings and Seminars). Rows include 4 理事会, 5 理事会, 6 理事会, 7 理事会, 8 理事会, 9 理事会, 10 理事会, 11 理事会, 12 理事会, 1 理事会, 2 理事会, 3 理事会.

令和6年度歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	964,036	I 組合会費	3,228
(1) 国民健康保険料	964,036	(1) 組合会費	3,228
II 国庫支出金	139,215	II 総務費	33,981
(1) 国庫負担金	3,203	(1) 総務管理費	33,481
(2) 国庫補助金	136,012	(2) 徴収費	500
III 前期高齢者交付金	2,295	III 保険給付費	771,284
(1) 前期高齢者交付金	2,295	(1) 療養諸費	680,150
IV 出産育児交付金	276	(2) 高額療養費	72,028
(1) 出産育児交付金	276	(3) 移送費	100
V 共同事業交付金	66,810	(4) 出産育児諸費	12,506
(1) 共同事業交付金	66,810	(5) 葬祭諸費	1,500
VI 財産収入	10	(6) 傷病手当金	5,000
(1) 財産運用収入	10	IV 後期高齢者支援金等	233,114
VII 繰入金	1	(1) 後期高齢者支援金等	233,114
(1) 準備金等繰入金	1	V 前期高齢者納付金等	13
VIII 繰越金	280,896	(1) 前期高齢者納付金等	13
(1) 繰越金	280,896	VI 介護納付金	120,825
IX 諸収入	22,772	(1) 介護納付金	120,825
(1) 預金利子	1	VII 流行初期医療確保拠出金等	2
(2) 雑入	22,771	(1) 流行初期医療確保拠出金等	2
		VIII 共同事業拠出金等	77,090
		(1) 共同事業拠出金	76,724
		(2) 共同事業負担金	366
		IX 保健事業費	47,089
		(1) 特定健康診査等事業費	5,268
		(2) 保健事業費	40,821
		(3) 死亡見舞金	1,000
		X 積立金	1,001
		(1) 積立金	1,001
		XI 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		XII 諸支出金	5,574
		(1) 償還金及び還付加算金	5,574
		XIII 予備費	183,109
		(1) 予備費	183,109
合 計	1,476,311	合 計	1,476,311

て6,681万円を計上しており、前年度より282万5千円の増となっている。

第Ⅵ款「財産収入」は、特別積立金等の利息として1万円計上している。

第Ⅶ款「繰入金」は、1千円の科目存置となっている。

第Ⅷ款「繰越金」は、決算見込みにおける差引残高の2億8,089万6千円となり、前年度予算額より707万1千円の増となっている。

第Ⅸ款「諸収入」は、令和4年度の被保険者数や医療費が見込みより減少したこと等により還付金が生じたため、支払基金から還付される2,276万9千円を計上し、款全体としては前年度予算額から約743万4千円の減となっている。

以上、歳入の合計は、前年度より約1.21%、1,813万8千円減の14億7,631万1千円となる。

<歳出>

第Ⅰ款「組合会費」は、理事会・監事会・国保問題検討委員会等の旅費等を含め、令和5年度と同額を計上している。

第Ⅱ款「総務費」は、役員報酬等、組合運営の事務費等として、前年度より422万8千円減の3,398万1千円を計上している。

第Ⅲ款「保険給付費」は、予算は歳出全体の約半分を占める7億7,128万4千円を計上し、前年度に対し7,266万3千円の増となっている。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」、第Ⅴ款「前期高齢者納付金等」、第Ⅵ款「介護納付金」については、社会保険診療報酬支払基金に納付する額で、厚労省が示した算定手順により予算額を算出し、3款あわせて3億5,395万2千円となり、前年度より350万1千円の増となっている。

第Ⅶ款「流行初期医療確保拠出金等」は、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備を目的とした、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（いわゆる「感染症法」）等の改正において、公費と保険者で費用負担することとなったため、新たに設けたものである。

なお、流行初期医療確保措置が実施された際に徴収されることから、予算の計上は不要とされており、科目存置として2千円を計上した。

第Ⅷ款「共同事業拠出金等」は7,709万円と

なり、「第Ⅰ項 共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会（全協）に支払う額となる。

第Ⅸ款「保健事業費」は、4,708万9千円。

第Ⅹ款「積立金」について、特別積立金は1億7千万円、給付費等支払準備金は1億600万円で、保有額から法定積立額を差し引いた取り崩し可能額は、2つの積立金あわせて約8,256万円となっている。

第Ⅺ款「公債費」は科目存置である。

第Ⅻ款「諸支出金」は、昨年度に開始した事業の未就学児世帯支援分と、本日承認第1号でお諮りした産前産後世帯支援分、及び前期高齢者納付金分補助金返還分を合わせ、59万1千円増の557万4千円を計上している。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第Ⅻ款「予備費」として、前年度より9,480万円減の1億8,310万9千円を計上している。

以上、令和6年度歳入歳出予算の説明を終わる。

何卒、慎重審議の上、ご承認賜るようお願い申し上げます。

採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決され、議案の審議がすべて終了した。

IV 閉会の挨拶

加藤理事長 本日は、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

厳しい運営状況により、財源の問題が少しずつ大きくなっておりますが、できる限り保険料を上げないように努力をしたいと思います。

またそのために、皆様には積極的に、特定健診・特定保健指導を受けていただき、健康維持に努めていただければと思います。

また、県全体としましても、県民の皆様が健康であり続けることを目指し、学校教育の現場においても、がん教育・性教育・ワクチン等について、教育庁との新たな話し合いを設ける予定としております。

皆様、本日はどうもありがとうございました。